

		・電話回線にて外部と連絡が取れること。 ・電気・水道・空調設備を備えること。 ・公用車管理に使用した電気・水道と、その他立体駐車場内で使用した電気・水道をそれぞれ別に管理できること。(子メーター設置等)
--	--	---

E 管 理 設 備	項目	機能・仕様
	E01 出入庫管理装置	・入出庫時の渋滞を極力回避するシステム構成とすること。 ・県道側に設置する満空表示システムに対して、立体駐車場の満空車情報等を電話回線で通信できること。 ・一般公開されるWEBシステムとの連動が可能であること。
	E02 場内管制機器	・駐車場の在車台数を常時計数し、立体駐車場出入口において満空車状態をLED表示すること。 ・台数計数の精度は誤差0.5%を下回ること。 ・満空車表示の基準台数を容易に変更できること。 ・複数方向から車両が合流するポイントや、車路を歩行者が横断する箇所には、警報音付警告灯を設置すること。警報音については入切、音量調整及び時間調整が可能であること。
	E03 駐車場監視装置	・入口及び出口部分の重点監視を行うほか、駐車場各部、通路、階段、エレベーター内等も含む場内全体を見渡せるようカメラを配置すること。 ・録画機能を有し、2週間以上全カメラの画像データを残すことができること。 ・画質は車両ナンバーが認識できる程度のものとする。 ・カメラにて監視中であることを掲示すること。 ・市が別途計画する工事がある場合は、必要な機能が確保されるよう協力すること。 ・公用車駐車エリアの映像については管理室で確認でき、一般駐車場エリアについては指定管理者が指定する場所で確認できること。
	E04 その他	・駐車場の管理システムについては、周辺市営駐車場の管理システムと互換性のあるものを使用すること。